

平成30年度 鳥栖市立麓小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月策定

1 基本理念

「鳥栖市いじめ防止基本方針」を受け、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であり、いじめから一人でも多くの子どもを救うため、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組み、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校とするために「鳥栖市立麓小学校 いじめ防止基本方針」を定める。

※ 「いじめ」とは…本校児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 学校及び教職員の責務

麓小学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。

また、いじめ及びいじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速に対処して解決を図り、再発防止に努める。

3 指導体制・教育活動

上記のような基本理念を念頭に、以下のような指導体制や教育活動を推進する。

（1）指導体制

校長をトップに、指導教諭、教育相談、生徒指導担当を中核に置いた校内組織（心育チーム）を中心に校内体制の確立を図る。また、その体制が機能するように日常的な活動の評価点検を怠らないようにする。

- ・月4回の生活指導連絡会の充実
- ・月1回の生徒指導協議会の充実
- ・月1回の心育チーム会議の充実
- ・各学期に行う「配慮を要する児童」に関する情報交換会の充実
- ・長期休業中等に行う校内研修の充実

（2）教育活動

- ・毎月10日の「いじめ・いのちを考える日」の取組の充実（年間計画・役割分担）
- ・人権教育の推進
- ・特別の教科 道徳の時間の充実と保護者への啓発

「週1時間の完全実施（年35時間）と年1回の道徳の授業公開（ふれあい道徳）」

- ・校長講話や生活朝会における説諭

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に力を注ぐ。

4 組織体制

- (1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、該当学年の学年主任・学級担任とする。
なお、いじめとして認知した場合は、必要に応じて校内委員会に外部委員（学校評議員 1 名、地域連携コーディネーター 1 名、学識経験者 1 名、スクールカウンセラー 1 名、PTA 代表 1 名）を加えた「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、その対応にあたる。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は、学期に 1 回、定期に開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめの疑いに係る情報があった場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

5 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

- (1) すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道德教育や人権・同和教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から児童・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め、支え合う学校風土をつくる。いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (5) 教職員の言動が児童を傷つけたりすることのないように、指導・支援の在り方に細心の注意を払う。
- (6) 「生徒指導連絡会」や「生徒指導協議会」、また、「教育相談部会」等において、指導・支援を要する児童に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。

6 いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- (1) 軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識を持ってあたるなど、いじめを積極的に発見するよう努める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 毎月10日「いじめ・いのちを考える日」には、アンケート調査やその対応・教育相談等により、児童が相談しやすい体制を整え、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- (2) いじめが確認された場合は、被害児童を保護・支援にあたるとともに、加害児童に対してはその児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
- (4) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、鳥栖市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。
- (5) いじめが犯罪行為と認められる場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で対応することが必要である。
- (6) いじめを見ていた児童についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。

8 いじめ事案への具体的対応

いじめを覚知し認知した場合、被害児童・加害児童への対応、保護者への対応、関係機関との連携等、よりスピーディーに、そしてスムーズに進め解消させなければならない。

本校が定める具体的な動きは次の通りと定める。

- (1) いじめの覚知【覚知】
- (2) 直ちに教育相談・生徒指導担当、教頭、校長に報告する。【報告】
- (3) 加害者が特定できない場合は、被害者および周囲の児童から情報を収集するとともに、学級や学年単位で、児童の心に訴えるための集会等を開き即時対応を行う。その際、単なる犯人探しにならないように留意する。【実態調査1】

- (4) 学級担任は、被害者・加害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情に配慮し、全てをくみ取り理解していくように努める。【実態調査2】
- (5) 本人・保護者以外からの訴えで覚知した場合は、当人に事実確認を行ってから(3)(4)の手立てをとる。
- (6) 報告を受け、いじめの実態の原因・分析・考察・今後の指導の在り方、全職員協力した指導体制、保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。【いじめ防止対策委員会】
- (7) 協議した指導方法に沿って、担任はもちろん、全職員並びに保護者等へも指導の協力要請を行い、解決を図る。
- (8) 校長が判断し、報告を行う。【関係機関への連絡】【認知】
- (9) 状況に応じては、校長が外部委員を招集し、報告し、いじめの実態の原因・分析・考察・今後の指導の在り方について意見を聞く。【いじめ防止拡大対策委員会】
- (10) 関係機関と連携しながら、指導する。

9 教育相談体制

- (1) 児童及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 児童とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、児童がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生活指導補助員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4) 次の年間計画にもとづく取り組みを進めるとともに、児童の変化を見逃さないように努める。

10 いじめ防止・早期発見等の年間取組

月	実施事項
4	年間活動計画の確認（毎月10日の「いじめ・いのちを考える日」の取組等） 職員研修（情報の整理と共有） にこにこアンケートの実施（10日）とその対応
5	家庭訪問の実施と情報共有 にこにこアンケートの実施（10日）とその対応
6	教育相談の実施、相談結果の整理と対応、いじめ調査と対応、いじめ防止対策基本方針の周知（HP など） 県いじめ調査（保護者用・児童用）の実施・対応
7	個人面談（保護者からの情報収集） にこにこアンケートの実施（10日）とその対応 いじめ対応校内研修会（いじめアンケートの集計結果から情報共有）
8	校内研修会（教育相談の事例研） 夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など） LINEによるいじめ等防止研修会

9	にこにこアンケートの実施（１０日）とその対応 体育大会に向けて（支えあう学級・学年指導）
10	にこにこアンケートの実施（１０日）とその対応 校内研修（いじめ問題への対応，事例研究など）
11	いじめ調査（保護者用・児童用）の実施・対応
12	学級懇談会（２学期をふりかえって） 学校評価への反映
1	にこにこアンケートの実施（１０日）とその対応 次年度に向けての対応について校内協議
2	にこにこアンケートの実施（１０日）とその対応 「いじめ防止対策拡大委員会」への活動報告，次年度計画の協議
3	にこにこアンケートの実施（１０日）とその対応 学級懇談会（３学期をふりかえって） 次年度の計画確定

11 重大事態への対処

いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるなどの重大事態が発生した場合，次のような対応をとる。

- (1) ただちに鳥栖市教育委員会に報告するとともに，必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。また，鳥栖市教育委員会を通じて地方公共団体の長である鳥栖市長へ事態発生について報告する。
- (2) 鳥栖市教育委員会と協議のうえ，「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し，事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害児童の保護とケアを最優先するとともに，加害児童に対して，教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については，個人情報保護に十分に配慮しながら，関係の児童・保護者への適切な情報提供を行うとともに，問題解決のために有効に調査結果を活用する。
- (5) その他留意事項

鳥栖市教育委員会の助言を受けながら，出席停止措置の活用や，いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には，就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。また重大事態が発生した場合に，関係のあった児童が深く傷つき，学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり，時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合を想定し，児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに，予断のない一貫した情報発信，個人のプライバシーへの配慮に留意することとする。

12 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち，教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め，インターネット社会の問題点について児童の理解を深める。

- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して児童や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

13 取組体制の点検及び評価について

学校評価において、「いじめの問題への対応」という項目を位置づけ、いじめの問題を学校全体で進めていくこととする。具体的な内容として、①いじめ「0」を目指して学級経営の充実、学校全体の予防的活動に取り組む。②いじめの兆候がないか、高いアンテナを張り巡らす。また、万が一発生したときは、即座にチームを組み解消に取り組む。という2つを掲げ実践していく。

学校評価職員用においても、いじめの問題の項目を設定する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

※ この方針は、平成30年4月現在のものであり、今後も必要に応じて改定する。